

宇都宮都市計画特別用途地区の変更（宇都宮市決定）

1 都市計画変更の趣旨

美術館及び集会場を含む栃木県「文化と知」の創造拠点を整備するにあたり、周辺地域の住環境に調和した拠点形成を図るため、特別用途地区（栃木県「文化と知」の創造拠点地区）を変更するものである。

2 地区の位置と現況

栃木県「文化と知」の創造拠点地区は、宇都宮市中央地域に位置しており、国道119号に近接している。現在の用途地域は第一種住居地域及び第二種住居地域であり、周辺には住宅のほか医療施設や教育施設が集積している。

従来の当該地区には、栃木県体育館が立地していたが、建物の老朽化に伴い令和3年度に廃止、翌年に解体され現況は更地である。

また、栃木県立美術館、図書館及び文書館については、建物や設備の老朽化や収蔵能力の確保など機能面での課題が生じていることから、栃木県において、当該地区に再整備する方針を決定した。



県立美術館
 昭和47(1972)年竣工
 R C造 5階地下1階



県立図書館
 昭和46(1971)年竣工
 R C造 4階地下1階



県立文書館
 昭和61(1986)年竣工
 R C造 5階地下2階

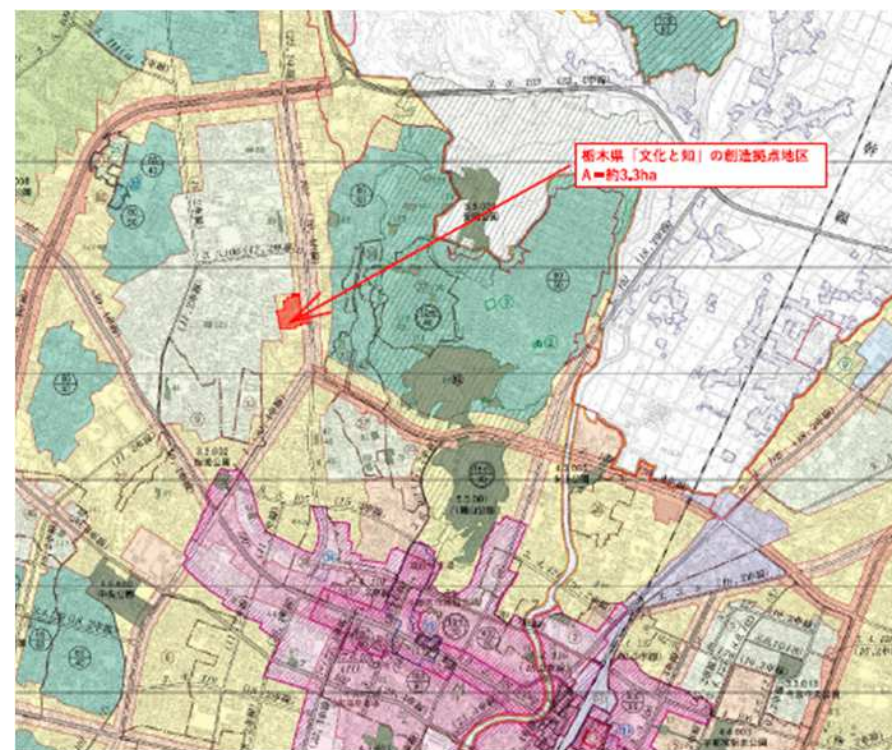
宇都宮都市計画特別用途地区の変更（宇都宮市決定）

3 都市計画変更の理由

栃木県においては、当該地区を新たな「文化と知」の創造等を通じて地域を支える人づくりに寄与し、地域活性化にもつなげる拠点として整備するため、「宇都宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の改定（令和8年3月）に当たり、当該地区を「観光・レクリエーション拠点地区」として新たに位置付け、地域資源を生かして広域的な観光の集客や多様な余暇活動を支える場として魅力向上を図り、将来にわたり県民の学びや創造の場として利用されるよう豊かな環境を整備・確保するとともに、周辺地域の住環境と調和した整備を進めていく方針を示している。

本市においても、「宇都宮市都市計画マスタープラン」において、教育文化施設については、利用者の利便性や関連施設、NCCのまちづくりとの連携に配慮して配置する方針を示しているところであり、当該地区は公共交通によるアクセスが容易で交通利便性が高い地域に位置していることから、本件都市計画の変更は上位計画と整合が図られている。

このようなことから、第一種住居地域において美術館及び集会場を含む栃木県「文化と知」の創造拠点を整備するに当たり、美術館及び集会場が建築できるよう、一部建築物の用途制限を緩和する特別用途地区として、宇都宮都市計画特別用途地区の変更を行うものである。



宇都宮都市計画特別用途地区の変更（宇都宮市決定）

4 上位計画の位置付け

宇都宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（R8. 3一部見直し）	地域ごとの市街地像	自然環境や歴史・文化的な地域資源を活かして、広域的な観光の集客や多様な余暇活動を支える場とするなど魅力向上を図る「観光・レクリエーション拠点地区」として位置付ける。
第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（R5. 2）	施策の方向性	生活利便施設の集積促進などにより、地域特性を生かした安全で魅力ある拠点の形成に取り組む。
第3次宇都宮市都市計画マスタープラン（H31. 3（R6. 10一部見直し））	都市整備の方針（全体構想）	学校、図書館などの教育文化施設や病院、保育園などの医療・社会福祉施設は、利用者の利便性や関連施設、『NCC』等のまちづくりや公共施設等総合管理計画等の関連計画との連携に配慮して配置する。
	ネットワーク型コンパクトシティの推進方策（計画の実現に向けて）	周辺環境と調和した良好な都市環境の形成を促進するため、必要に応じて用途地域等の見直しの検討を行うとともに、特別用途地区や地区計画など様々な都市計画制度を積極的に活用する。

宇都宮都市計画特別用途地区の変更（宇都宮市決定）

（参考）栃木県「文化と知」の創造拠点整備の概要（栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想より）

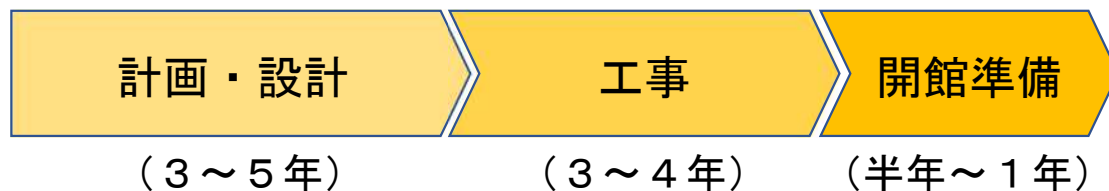
■ 整備に係る基本的な考え方

3施設の連携や施設の相互利用，利用者同士の交流促進等による新たな活動や魅力の創出に加え，サービスや施設・設備等の共通化・共有化による効率性の向上など，様々な相乗効果が期待されることから，美術館，図書館及び文書館を，「文化と知」の創造拠点として一体的に整備する。

■ 整備概要

予定施設	美術館	図書館	文書館
想定規模	約12,500～ 15,000㎡	約15,000～ 18,000㎡	約2,500～ 3,000㎡

■ 想定スケジュール



■ 整備地



宇都宮都市計画特別用途地区の変更（宇都宮市決定）

6 スケジュール

都市計画素案の作成

都市計画素案の縦覧（令和8年3月16日～30日）

※ 意見申出書を提出することができます。

公聴会（令和8年4月14日）

※ 公述希望者がいない場合は開催しません。

都市計画案の作成

都市計画案の縦覧（令和8年5月25日～6月8日）

※ 意見書を提出することができます。

都市計画審議会

審議会の議を経て決定

都市計画決定（変更）の告示